

富山県立大学改革・評価委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学に改革・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 大学改革に関すること。
- (2) 自己点検・評価、認証評価及び法人評価に関すること。
- (3) その他大学改革・評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出する各 1 人の教員
- (2) 看護学部が選出する 1 人の教員
- (3) 経営企画課長
- (4) 教務課長
- (5) 富山キャンパス事務部管理課長
- (6) 富山キャンパス事務部教務学生課長
- (7) その他学長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(運営)

第 6 条 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、会議を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

5 会議は、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(学内委員会からの報告の徴収)

第 7 条 委員会は、学内に設置された他の委員会から、大学改革・評価の実施状況その他委員会が必要と認める事項について報告を求めることができる。

(細則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。